



あなたの家は大丈夫？ 平成27年4月～簡易耐震改修費(リフォーム)補助金を創設!!

今までも耐震改修費については補助金が出ていましたが、建物全体を改修しなければならず、みなさんにとって負担が大きかったです。

そこで本村では、住民の負担が少ない簡易耐震改修(リフォーム)にも補助金を出すことにしました。

こうなる前に
対策を!



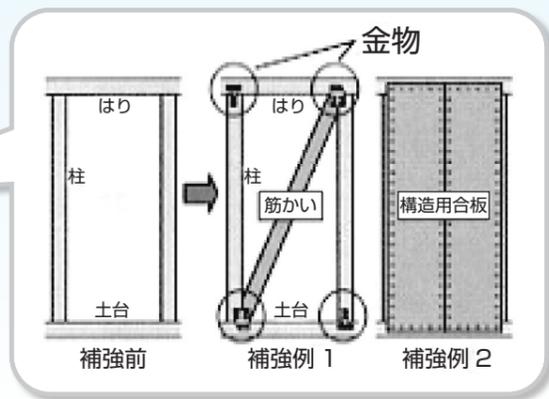
○簡易耐震改修(リフォーム)ってどんなことをすればいいの？

耐震性を向上させる補強工事を含めたリフォームをすれば補助金が出ます!

耐震性を向上させる補強工事としては……

- ・居間、寝室等長い時間を過ごす部屋を補強する改修
- ・屋根を重い材料から軽い材料にする改修
- ・壁を補強する改修
- ・柱、梁の結合部の剛性を上げる金物を設置
- ・その他村長が認めた耐震上有効な改修

屋根の軽量化



○誰でも補助金をもらえるの？

もらえる方には条件があります。

(1) 対象となる方の条件

次のすべてに該当する方

- ・耐震改修工事をこれから実施する方
- ・工事を行う住宅の所有者で、当該住宅に居住し、村税等未納がない方

(2) 対象となる住宅の条件

本村若しくは財団法人愛知県建築住宅センターが実施した木造住宅耐震診断の結果の判定値が1.0未満と診断された昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅

まだ耐震診断を受けていない方は無料で診断を受けられます。

○いくらもらえるの？

耐震改修工事費(附带工事費を含む。)の2分の1の額

※上限30万円までです。

○手続きはどうしたらいいの？

工事を計画するときに

一度、建設課までご相談ください。



※交付申請は、必ず工事に着手する前に手続きしてください。

※交付申請から補助金交付まで同じ年度内で完了するように計画してください。

申請書等は飛島村公式ホームページよりダウンロードできます。

●問合せ・相談 開発部建設課